

## 三商レポート

### 第五十一話 「相続開始後の郵便貯金の払戻し請求」

(株) 三商 内藤 雄

お客様の相談を聴きながら、「それはおかしい」と強く思うことがあります。今回は、郵便局の対応についてです。

Aさんは、高齢で病気です。Aさんには、後妻さんBがいます。遺されるであろうBのために、B名義の郵便貯金を増やし、手をつけずにきました。ところが、Bが先に亡くなりました。Aには、先妻との間に、2人のお子さんCがいます。しかし、Cは、Bの養子になっていないのでBの相続人ではありません。また、AB間には第1順位の相続人である子供がいません。第2順位の相続人であるBの両親は、既に亡くなっています。ところが、Bには第3順位の相続人である妹と弟Dがいました。Cは、これまでもABの世話をし、葬儀費用の立て替えもしています。Cは年金だけが頼りの父親の生活のため、Bの貯金を使いたいと思い、払戻し手続きのため郵便局の窓口にも何度も通いました。しかし、窓口の対応は「相続人全員の同意と書類が必要です」の一点張りです。そこで、Cは全くつきあいのないDを調べ連絡しました。ところが、「一切かわりたくない。お金もいらぬ。勝手に戸籍などを調べるな!」と激しく言われました。郵便局に事情を話し、せめてAの法定相続分の4分の3だけでも払戻しをして欲しいと頼みました。しかし、「相続人全員の同意が必要」は変わりませんでした。民営化された郵便局のコールセンターや本社に問合せしても同じでした。

郵便局の言い分は、「①法定相続分と違う分け方を定めた遺言書や遺産分割協議書があるかもしれない。また、特別受益により、法定相続分と違うこともある。②他の相続人から払戻しに対しクレームが出て、二重の払戻しや損害賠償請求のおそれがある。だから、全員の同意と書類が必要で、なければ法定相続分といえども払戻しをしない。」ということです。

「では、同意や書類がもらえないときはどうしたらいいのですか？」

「裁判を起こしてください。裁判所が払えと言えれば払い戻します」と。

しかし、裁判所は「①預貯金の払戻し請求権は可分債権なので、相続人は単独で法定相続分の払戻し請求ができる。金融機関は、支払を拒否できない。②預貯金者に訴訟提起させることは、時間と経済的負担を強いるもので不適當な運用である。」(東京地裁平成18年7月14日判決)とハッキリ判断しています。こうした判決が多く出ているのに、郵便局は承知の上で拒否しています。

この対応はおかしい。高齢で病気の相続人は貯金が頼りです。相続人は自分で裁判はできません。弁護士さんをお願いするにも費用がかかります。裁判は半年から1年かかります。その間も、生活費はかかります。放置しておけば、やがて時効となり貯金は郵便局のものになってしまいます。銀行も、従来は同じ対応でした。しかし、最近は支店の窓口でも本部と相談のうえ払戻しに応じるケースが出てきました。当然です。お客様のお金なのですから。

せめて、「法定相続分については単独で払戻し請求ができる。払戻しをしても、金融機関は免責される。」という運用を確立して欲しいと願います。もし払戻しについて他の相続人からクレームがあっても、それは相続人間の内部問題とすべきです。

こうした運用が定着するまでは、「相続開始の直前には、何はさておき預貯金は全額引き出しておきましょうね。ただし、他の相続人からクレームがないよう管理は明朗にね。」とのアドバイスが不可欠です。

(2008年9月5日)